

視点

見張り塔から メディアの今

専修大教授・山田健太さん



プリミティブな表現

ノーベル賞報道の片隅で気になる記事があった。十月二日朝、京都大学に同大特別教授の受賞を祝つたタテカンが設置されたものの、すぐ大学側に撤去されたというものだ。立て看板やチラシ・チラシ、あるいはテモや集会などは、いわゆる大衆表現と呼ばれるもので、だれでも・いつでも・どこでも、しかも容易に表現行為が可能という意味で、最も原始的(プリミティブ)な表現である。

そのため、表現する者からすると、特別な技術や媒体、

財産がなくても気楽に表現ができる便利なツールである一方、為政者からすると、たとえは大衆の怒りが直接的に表現されることで、社会全体を動かす大きなムーブメントになる恐れがあり、厳しい直接的な取り締まりの対象になりがちだ。

その規制根拠には、ずばり社会秩序維持(破壊活動防止法、反社会勢力規制条例など)のほか、美観維持(軽犯罪法、屋外広告物条例など)、騒音防止、汚濁防止(完成防止法、風管法な

タテカンは社会の害悪か

ど、交通秩序維持(道路交通法、公安条例など)がある。いずれも、広義の社会秩序の維持を法目的として外形的な取り締まりをすることで、実質的には表現をする場を奪うというものが中心である。しかも、該当する行為をすべて取り締まるのではなく、選択的規制(取り締まる

で逮捕するということになる(裁判でも有罪となっている)。あるいは、駅前のディスプレイの配布や電信柱に貼られていることも同じだし、場合によっては右翼の街宣車と政党の街頭演説の差異ともいえるだろう。こうしてみると、法令を字句通りに厳格に適用すると、実質的な表現活動を広範に制約することにな

る。側(恣意性)が発揮されやすく、為政者による狙い撃ちが可能という特性があるとされる。具体的には、郵便受けへのポスティングも、ピザや不動産の広告はお咎めなしでも、政治的などうと不法侵入等りかねないことがわかる。そこで、言論公共空間を維持するために、少くも私所有財産(個人々の生活空間)が制約を受けても、社会に多様な情報を流通させるために我慢を要する。そして、定

プリミティブな表現 巡る最近のトピック

- 1979.12.25 大田立て看板事件で、電柱への看板設置が軽犯罪法違反として有罪判決(高裁ははり札に該当しないとして無罪確定)
- 1987.3.3 大分立て看板事件の最高裁補足意見で、「チラシやポスターを添付するに適當な場所を、道路、公園等とは性格を異にするものではあるが…パブリック・フォーラムたる性格を帯びる」として表現の自由の重要性を指摘
- 2004.12.16 立川反戦ピラ配置事件で、ピラ投函(どうか)は刑事罰に処するに値する程度の違法性はないとして地裁無罪判決
- 2006.8.28 葛飾政界ピラ配置事件で、ピラ投函は社会通

念上容認できない行為とはいえないとして地裁無罪判決
2008.4.11 立川事件で最高裁は、管理権者の管理権を侵害し、私的生活を営む者の私生活の平穩を侵害するとして有罪判決
2009.11.30 葛飾事件で最高裁は、他人の財産権の不当な侵害は許されないと有罪判決
2018.10.5 京都市の屋外広告規制条例に基づく指導を受け、京都大学が大学周縁の石垣に設置されていたタテカンを撤去。その後も学生との間で、いたちごっこが続く
2018.10.5 東京都が東京五輪・パラリンピックに向け、ヘイトスピーチを規制しLGBTなど性的少数者への差別を禁止する人権尊重条例を制定(19年4月施行予定)。
差別団体等への公共施設での利用制限を実施

その恐れがあるものに対する公的施設の貸し出し禁止やテモの不許可も同じである。こうした表現内容に踏み込んで、事前に表現の機会を奪うことを「例外的」措置として認めるとは、将来に大きな禍根を残す恐れがあるので注意が必要だ。
(毎月第2木曜日掲載)

日々論々

作家でマルチタレントのいとうせいこうさんが、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の被災地、福島県へ行き、さまざまなお話を聞く企画。今回は被災した牛を、帰還困難区域の中で飼っている谷咲月さん(ま)に会い、牛を生かす意義、将来の夢を聞きました。

た。一方で、自力で山へ逃げ込み、生き残った牛がいることを知った。しかし政府は、家畜としての価値を失った牛たちに安楽死を求めた。農家も牛も泣いていた。谷さんは「牛を生かさせてほしい」と交渉を続けた。水も電気もない無人の町



「ま」で生かされた牛、熊野町で

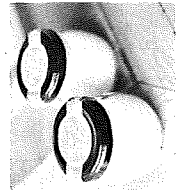
で、一人で柵を作り、牛を追いつつ、牧場を作った。当時の帰還困難区域の外に出ないことを条件に、牛は生きる権利を得た。牧場の名前は「モウモウガールズ」。英語の「moo」は「刈る」の意味。捨てられ、荒れ果てた耕作地を牛が草を食べる力でよみがえらせた。被災した牛たちに、そうした価値を付けようとしたのだ。田んぼ二枚から始まった牧場は今、七畝にまで広

がった。十一頭の牛が、草原で日々のおぼろり、草刈り活動に励んでいる。

しかし牧場の維持は簡単ではない。冬の牧草代は約百万円。谷さんは塾の講師などをしながら、持続させるには、牧場がビジネスとして成り立つことが大切だ。

いとうさんから「牛の動画を撮るよ」とアイデアが拳がった。「牛の可能性を探る研究所として『ギョウゴ』

◆甘酒使ったプリン、福島県猪苗代町の麹屋商店は、自家製の甘酒を使った「あまざけぷりん」=写真=を、



町内の「道の駅猪苗代」で販売中。米こうじだけで造った甘酒をたっぷり使い、独特の甘さを生かした。卵は使わず、生クリームなどで味を調え、滑らかな食感を表現した。取締役の中沢悦子さん(57)が2年かけて製品化した。近所のお年寄りが好物の甘酒をうまく飲み込めず、とろみのあるプリンに加工しようと思いついた。試作を重ねるうち、甘酒のおいしさを手軽に味わえるのと評判になり、商品化した。税込み324円。問い合わせは麹屋商店=電話0242(62)3167=へ。

日本橋 M I D E T T E しま館
営業時間 平日・午前10時30分～午後8時
土日祝日・午前11時～午後6時
(年末年始は休館)
〒03 6262 3977

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。

11日まで。